

# ひきこもり支援職業体験モデル事業業務委託に係る 企画提案公募公告

次のとおり企画提案を公募します。

令和5年4月19日

山梨県知事 長崎 幸太郎

## 1 業務概要

### (1) 業務名

ひきこもり支援職業体験モデル事業業務

### (2) 業務目的

国のひきこもりに関する調査において、自らの適性に見合った職を探すことや働くことで得られる対価などが社会参加の促進に寄与することが示唆されている。

また、県の調査においては、ひきこもりに至った経緯として「就職したが失職した」が17.2%を占めており、同様の経験を避けるため、希望業種に関する適性判断に要する期間や就職の予行演習のための機会の提供が必要である。

ひきこもり状態にある者を対象としたキャリアコンサルティング、受入企業の開拓、企業とのマッチング、企業見学、インターンシップの創設までの一貫した支援を行い、社会体験や働くことで対価を得る機会を創出し、モチベーションを向上させることで、社会参加につなげていく。

### (3) 業務内容

別に定める「ひきこもり支援職業体験モデル事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。（採用された企画提案に基づき、業務内容は適宜調整する。）

### (4) 契約期間

契約を締結した日から令和6年3月31日まで

### (5) 契約金額上限額

3,378,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

## 2 企画提案の参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てが成されている者（更正手続開始または再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

3 企画提案募集要項等の交付及び質問

(1) 県ホームページからダウンロードすること。

(2) 企画提案募集要項及び仕様書に関する質問は、企画提案募集要項を参照の上、電子メールにより行うこと。

メール [kenmin-skt@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:kenmin-skt@pref.yamanashi.lg.jp)

4 企画提案書の提出期限

令和5年5月12日（金）午後5時

提出は山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

5 審査方法

本県職員から構成される企画提案審査委員会が企画提案の内容について審査する。

6 企画提案に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨